

# デジタル改革関連法案ワーキンググループ とりまとめ



令和2年11月26日

## 1. デジタル改革関連法案WGの目的

デジタル社会の将来像と、それを実現するための I T 基本法の見直し及びデジタル庁設置の考え方について、有識者を交えた検討を行うもの（座長：村井 純 慶応義塾大学教授）。

構成員は下記のとおり

池田 宜永（都城市長）／遠藤 信博（日本電気株式会社取締役会長）／太田 直樹（株式会社New Stories代表取締役）  
落合 陽一（メディアアーティスト／筑波大学准教授）／鈴木 英敬（三重県知事）／長田 三紀（情報通信消費者ネットワーク）  
米良 はるか（READYFOR株式会社代表取締役CEO）／若宮 正子（特定非営利活動法人ブロードバンドスクール協会理事）

## 2. 検討の経緯

第1回会合（10月15日）：これまでの経緯と I T 基本法の概要について、事務局から説明の後、フリーディスカッション

第2回会合（10月28日）：国・地方の情報システムのトータルデザインの方向性及び医療分野からの問題意識のインプット  
事務局からデジタル社会の目指す方向性案（基本原則）を説明。その後、フリーディスカッション

第3回会合（11月13日）：有識者から「I T 基本法への提言」「デジタル庁設置への提言」を提出。前者について政府の  
検討の方向性を説明の後、議論

第4回会合（11月26日）：有識者提言「デジタル庁設置への提言」についての政府の対応案及びワーキンググループとりまとめ案  
について議論

## 3. 資料の構成

- (1) デジタル社会の将来像
  - (2) I T 基本法の見直しの考え方
  - (3) デジタル庁設置への提言等に関する考え方  
【添付】作業部会とりまとめ
  - (4) その他の検討事項
- (参考) 有識者提言

1. デジタル社会の将来像
2. IT基本法の見直しの考え方
3. デジタル庁設置への提言等に関する考え方
4. その他（デジタルの日）

参考. 有識者提言

1. デジタル社会の将来像
2. IT基本法の見直しの考え方
3. デジタル庁設置への提言等に関する考え方
4. その他（デジタルの日）

参考. 有識者提言

デジタル社会の目指す  
ビジョン

デジタルの活用により、一人一人のニーズに合った  
サービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会  
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

## ライフイベントに係る手続の 自動化・ワンストップ化

官民の提供するライフイベントに係る手続やサービスについて、**スマホでワンストップ**で行うことができる。

出生、就学、子育て、介護などのライフステージに合わせて必要となる手続について、時間軸に沿った**最適なタイミング**で**プッシュ型の通知**が受けられる。

## データ資源を活用して、 一人一人に合ったサービスを

散在する健診情報、既往症、薬歴、日々のバイタル情報等の安全・安心な連携・活用により、いつでもどこでも、**一人一人の状況に合った健康・医療・福祉サービス**が受けられる。

リアルタイムの移動ニーズ、鉄道・バスの運行状況、カーシェアの空き状況等の連携により、**ストレスなく移動**できる

## いつでもどこでも 自らの選択で社会に参画

子育てや介護に適した豊かな自然環境に恵まれた場所に暮らしながら、通勤することなく**デジタル空間で仕事**ができる。

自宅に居ながら、世界中の優れた教育機関の**教育プログラムの受講**や、**文化・芸術コンテンツ**を体感・創作・発信することができる。

## ■ 以下の10原則を、日本のデジタル社会を形成するための大方針とする。

### 10. 飛躍・国際貢献

- 国民が圧倒的便利さを実感するデジタル化の実現
  - デジタル化が進んでいない分野こそ、デジタル3原則（※）の貫徹で一気にレベルを引き上げ、多様性のある社会を形成
  - デジタルの活用により地方が独自の魅力を発揮
  - 自由や信頼を大切にデータ・デジタル政策で世界をリード
- （※）デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ

### 9. 新たな価値の創造

- 官民のデータ資源を最大限に活用
- 利用者視点で付加価値を創出するイノベーションの促進により経済や文化を成長させる

### 8. 浸透

- 国民に「お得」なデジタル化でデジタル利用率向上
- デジタルを使う側・提供する側双方への教育で、「わかりやすい」「楽しい」デジタル化を目指す
- 国民にデジタルの成果を実感してもらい、置いてけぼりを作らない

### 7. 包摂・多様性

- アクセシビリティの確保、情報通信インフラの充実
- 高齢・障害・病気・育児・介護と社会参加の両立
- 多様な価値観やライフスタイルへの対応

### 6. 迅速・柔軟

- 「小さく産んで大きく育てる」、デジタルならではのスピード化の実現
- 社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できるシステム
- アジャイル発想を活用し、費用を抑えつつ高い成果を実現
- 構想・設計段階から重要な価値を考慮しアーキテクチャに組み込む

### 1. オープン・透明

- 標準化や情報公開により官民の連携を推進
- 個人認証、ベース・レジストリ等のデータ共通基盤の民間利用を推進
- AI等の活用と透明性確保の両立
- 国民への説明責任を果たす

### 2. 公平・倫理

- データのバイアス等による不公平な取扱いを起こさない
- 個人が自分の情報を主体的にコントロール

### 3. 安全・安心

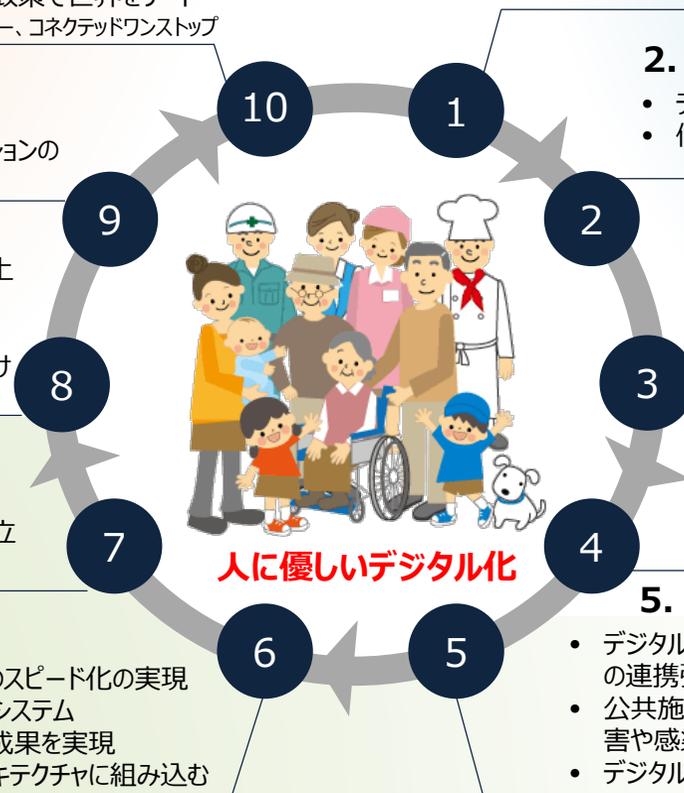
- デジタルで生涯安全・安心して暮らせる社会の構築
- サイバーセキュリティ対策で安全性を強化
- デジタルの善用を進め、個人情報保護や不正利用防止で、デジタル利用の不安低減

### 4. 継続・安定・強靭

- 社会の活力の維持・向上
- 環境との共生を通じたサステナビリティ確保
- 機器故障、事故等のリスクに備えた冗長性確保
- 分散と成長の両立によるレジリエンスの強化

### 5. 社会課題の解決

- デジタル社会に向けて、制度・ルール等の再構築、国・地方・民間の連携強化・コスト低減により、成長のための基盤整備
- 公共施設のネットワーク整備やマイナンバーカード等の活用による災害や感染症に強い社会の構築
- デジタル人材の育成及び官民・地域横断的な活躍促進



1. デジタル社会の将来像
2. IT基本法の見直しの考え方
3. デジタル庁設置への提言等に関する考え方
4. その他（デジタルの日）

参考. 有識者提言

- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）は、インターネットを中心とした情報通信技術（IT）の活用により世界的規模で生じていた急激かつ大幅な社会構造の変化（いわゆるIT革命）に適確に対応する観点から、平成12年（2000年）に制定された。
- IT基本法では、「高度情報通信ネットワーク社会」※<sup>1</sup>の形成が目指され、インターネット等の「高度情報通信ネットワーク」を整備し、国民が「容易にかつ主体的に利用する機会」を有することで、産業の国際競争力の強化、就業の機会の創出、国民の利便性の向上といった「あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展」がなされるとの考えの下、所要の施策を推進することとされた。
- IT基本法の施行後、高度情報通信ネットワークの整備が相当程度進展※<sup>2</sup>し、大部分の国民が、パソコンやスマートフォン等を通じて、情報を手入、共有、発信している状況にある。

※1 「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義

※2 例えば、平成31年（2019年）3月末のFTTHの世帯カバー率は98.8%、令和元年（2019年）時点でインターネット利用者の割合が全体の89.8%（平成13年（2002）年：46.3%）、スマートフォンの保有世帯の割合が83.4%（平成22年（2010年）：9.7%）

- IT基本法の施行後、インターネットを通じて流通するデータの多様化、大容量化が進んでおり、IT基本法が重点を置いていたインターネット等の高度情報通信ネットワークの整備に加え、データを最大限に活用していくことが、「あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展」の実現のために不可欠となっている。
- 一方、多様・大量なデータ流通による負の側面も顕在化しており、デジタル技術の活用のみならず、悪用・乱用からの被害防止等も含め、必要なリテラシーを育むことの重要性が増している。
- また、今般の新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、様々な課題が明らかになった。
- この他にも、少子高齢化や自然災害といった社会的な課題に対応していくために、データの活用は緊要なものとなっている。
- 以上のような課題に適確に対応するために、以降に示す検討の方向性で、デジタル社会の形成に向けIT基本法の全面的な改正を行う必要がある。

- デジタル化は目的ではなく手段に過ぎない。デジタル化によって、多様な国民がニーズに合ったサービスを選択でき、国民一人ひとりの幸福に資する「誰一人取り残さない」、「人に優しいデジタル化」を進めることが重要である。
- そのためには、データが価値創造の源泉であり、その流通、利用がデジタル社会の重要な礎であることを踏まえ、デジタル技術の善用により、データを効果的に活用した多様な価値・サービスの創出を可能とすることを旨とすべきである。
- これにより、社会課題の解決、持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にも資するものである。

(改正法における対応イメージ)

データを適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる「デジタル社会」の形成を推進し、国民の利便性の向上、社会課題の解決、国際競争力の強化を図ることで、国民の幸福な生活と、経済の持続的かつ健全な発展を実現することを旨とすべき

### (国民の幸福な生活の実現)

- 国民の幸福な生活を実現する「人に優しいデジタル化」のため、徹底した国民目線で、ユーザの体験価値を創出していくことが重要である。
- これにより、多様なサービスの価値が向上し、選択可能となり、生活の利便性向上や生活様式の多様化に資することで、国民がゆとりと豊かさを実感し、幸福な生活を実現していくことに寄与することとなる。
- また、国民の生活の場である地域社会においても、高度情報通信ネットワークの利用・データの活用により、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会を実現し、住民福祉の向上に寄与すべきである。
- そして、一人ひとりが安心して参画可能なデジタル社会を形成するに当たり、災害等に迅速・適確に対応可能な安全・安心な暮らしを実現することにも寄与すべきである。

(改正法における対応イメージ)

デジタル社会の形成は、国民の視点で国民生活全般にわたる多様なサービスの価値を高め、新たな価値が創出することにより、生活の利便性向上、生活の多様化の促進、消費者の選択の機会拡大が図られ、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与すべき

高度情報通信ネットワークの利用及びデータの活用により、地域経済の活性化、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地域内外の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実、利便の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保、地域住民の福祉の向上に寄与すべき

災害や感染症のまん延等に迅速・適確な対応を可能とすることにより、被害の発生の防止又は軽減が図られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであるべき

### (誰一人取り残さないデジタル社会の実現)

- 人の多様性に尊厳を持つ社会を形成するため、「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが重要である。すなわち、誰もが参画でき、個々の能力を創造的・最大限に発揮できる、包摂性・多様性あるデジタル社会を形成すべきである。
- そのために、アクセシビリティの確保、年齢・地理的条件等に基づく格差の是正等によって、全ての国民が、公平・安心・有用な情報にアクセスする環境を構築すべきである。
- また、多様な環境にある全ての国民にデジタル社会に参画していただくためには、その意義と効用を伝え、その成果が国民に喜ばれなければならない、デジタル社会がもたらす価値について丁寧に説明し、デジタルリテラシーの向上等を図ることによって、デジタル化を浸透させていくことが重要である。

(改正法における対応イメージ)

全ての国民が、高度情報通信ネットワークの利用及びデータの活用により、デジタル社会のあらゆる活動に参加し、個々の能力を創造的・最大限に発揮することが可能となり、デジタル技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨とすべき

高度情報通信ネットワークの一層の拡充、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、多様な主体が利用し得る情報の充実、情報の活用に係る機会の確保、必要な能力の習得が一体的に推進されるべき

政府は、広報活動等を通じて、デジタル社会の形成について国民の理解を深めるよう必要な措置を講じるべき

### (国際競争力の強化、持続的かつ健全な経済発展の実現)

- 「誰一人取り残さない」、「人に優しいデジタル化」によって豊かな人間社会を築くことに加え、我が国としての価値創造能力を高めていくことが、国民一人ひとりの幸せにも資する。
- こうした観点から、我が国の国際競争力強化や、持続的かつ健全な経済発展のために、デジタル化によって、中小企業者その他の事業者のデジタルトランスフォーメーションの推進、多様なサービス・事業の創出、労働者が能力を有効に発揮できる多様な就業機会の創出に寄与すべきである。
- また、データの多様化・大容量化や、IoT、AI、クラウドコンピューティング等の技術進展を背景に、データの活用によって、「リアルタイム性」、「ダイナミック性」、「リモート性」を備えたサービスの創出を図っていくことが重要となっている。このことも踏まえ、データ活用のためのルール等を整備することが重要である。
- さらに、デジタル社会の形成を促進する観点から規制を見直すことも重要である。

(改正法における対応イメージ)

デジタルトランスフォーメーションの推進、多様な事業・就業機会の創出、データの利用等に関する取引の円滑化、技術の進展を踏まえた規制の見直し等、データを活用した経済活動が促進されるべき

### (ネットワークの整備・維持・充実)

- 高度情報通信ネットワークは、データの活用に不可欠な前提となるものであることから、広く国民の利便性向上等を図るために、その整備・維持・充実を図るべきである。
- その際、IoTの利用を想定した整備や、主として災害発生時の利用を念頭においた整備にも留意するとともに、我が国を取り巻く国際的な通信インフラの多様化の状況に着目することが重要である。

(改正法における対応イメージ)

広く国民が低廉かつ多様なサービスを利用することができる高度情報通信ネットワークの形成に向けた事業者間の競争の促進その他の必要な措置が講じられるべき

#### 【施策のイメージ】

5Gや光ファイバといった高度情報通信ネットワークの日本全国への整備に向けて、条件不利地域におけるエリア整備や鉄道・道路トンネルへのインフラ整備の支援、地域における5Gの利活用の促進に関するアクションプランを策定し、インフラの地域展開を加速する

高度情報通信ネットワークの一層の充実を図るため、国の内外の高度情報通信ネットワークの整備状況その他の高度情報通信ネットワークの充実に資する情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずる

(データ流通環境の整備)

- 徹底した国民目線で、ユーザの体験価値を創出していくためには、多様な主体によるデータの円滑な流通を可能とし、分野を跨ったデータ連携を進めて行くことが重要である。
- このため、データの標準化、データ連携基盤の整備、APIの整備・公開を図るべきである。

(改正法における対応イメージ)

多様な主体によるデータの円滑な流通のため、データの標準化、データ連携基盤の整備、APIの整備・公開がなされるべき

### (行政や公共分野におけるサービスの質の向上)

- 行政において、徹底した国民目線で、ユーザの体験価値を創出していくことが重要であり、デジタル化により、行政の簡素化、効率化、透明性向上を図るべきである。
- また、多様な主体によるデータの円滑な流通によって、ユーザの体験価値を高めるためには、官民を含む社会全体でのデジタル化を円滑に進めていくことが求められ、このためにも行政のデジタル化は緊要である。
- これらの観点から、(i)行政のデジタル化に重要な役割を果たすマイナンバー関連制度について、国民にとって使い勝手の良いものとしながら、活用を図っていくこと、(ii)国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備・公表していくこと、(iii)デジタル社会における基幹的なデータベースとして多様な主体が参照できるベース・レジストリを整備していくことが重要である。
- 健康や教育といった公共分野におけるサービスは、国民一人ひとりの幸せに大きく関わるものであり、デジタル技術を活用して、その質の向上を図ることが重要である。

(改正法における対応イメージ)

国及び地方公共団体は、行政運営の簡素化・効率化・透明性向上のための環境を整備すべき

国民の利便性向上のため、ベース・レジストリの整備、個人番号の利用範囲の拡大、オープンデータの取組が推進されるべき

公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上のために必要な措置が講じられるべき

(人材の育成、教育・学習の振興)

- デジタル社会の発展を担う専門的・創造的な人材が不足しており、その育成が急務である。
- また、国民一人ひとりがデジタル社会の中で豊かに生きていくために、デジタル技術の活用や、悪用からの被害防止等、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための教育・学習を振興することが重要である。

(改正法における対応イメージ)

デジタル社会の発展を担う専門的な知識・技術を有する創造的な人材を育成すべき

全ての国民がデジタル技術の活用に必要な能力を向上することができるようにするための教育・学習の振興に必要な措置が講じられるべき

政府は、広報活動等を通じて、デジタル社会の形成について国民の理解を深めるよう必要な措置が講じられるべき  
(再掲)

### (安心して参加できるデジタル社会の形成)

- 国民一人ひとりが安心して参加できるデジタル社会を形成するためには、デジタル技術の悪用への対応や、災害時も機能するネットワーク環境が重要である。
- このため、サイバーセキュリティ、個人情報の保護、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保や、災害対策を促進すべきである。
- なお、プライバシーやセキュリティの確保を通じて人々や企業間の信頼を醸成することで、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通を確保し、データの国際的な流通を促すことが期待される。

(改正法における対応イメージ)

デジタル社会の形成により、個人・法人の権利利益や、国の安全等が害されないようにすべき

信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られるべき

サイバーセキュリティの確保、ネットワークの災害対策、本人確認の信頼性の確保等、国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及びデータの活用を行うことができるようにすべき

### (官民が果たす役割)

- デジタル化によって、多様な国民がニーズに合ったサービスを選択でき、国民一人ひとりの幸せを実現していくためには、民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図っていくべきである。
- また、行政において、徹底した国民目線で、ユーザの体験価値を創出していくためには、例えば、ユーザインターフェースに係る機能など民間企業に知見があると考えられるものについて、その知見を積極的に活用していくべきである。
- さらに、多様な主体によるデータの円滑な流通によって、ユーザの体験価値を高めしていくためには、官民を含む社会全体でのデジタル化を円滑に進めていくことが求められ、そのためには、国、自治体、事業者が連携・協力していくべきである。

(改正法における対応イメージ)

民間が主導的役割を担うことを原則としつつ、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用し、民間活力発揮のための環境を整備すべき

国、地方公共団体及び事業者は、相互に連携・協力して、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるべき

(国と自治体の関係)

- デジタル社会の形成に当たっては、国及び自治体において、相互に連携しつつ、情報システムの共同化・集約の推進等、デジタル技術の活用を積極的に推進するために必要な措置を講じるべきである。
- 自治体が、全国的に統一して整備される基盤を活用して、地域の実情に応じた施策が行われることを可能とするような環境を国が整備すべきである。

(改正法における対応イメージ)

国、地方公共団体及び事業者は、相互に連携・協力して、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるべき(再掲)  
国及び地方公共団体の情報システムの共同化・集約が推進されるべき

全国的に統一して整備される基盤を活用して、地域の実情に応じた施策が地方公共団体により行われるようにするために必要な措置が講じられるべき

- デジタル社会の形成に当たり、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、我が国がグローバルなサイバー空間のガバナンスを先導することが重要である。
- このため、データの世界的な流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、国際的な協調・貢献を積極的に行うべきである。

(改正法における対応イメージ)

信頼性のある情報の自由かつ安全な国際的流通が確保されるべき。これを旨として、国際的な規範の整備に向けた主体的な参画、国際的な連携、国際協力を積極的に行うべき

#### (重点計画の策定)

- デジタル社会の形成のため、例えば以下の事項に関して政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策について、施策の目標や達成期間を明記した「重点計画」を作成・公表すべきである。
- ネットワークの整備・維持・充実
  - データ流通環境の整備
  - 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
  - 人材の育成、教育・学習の振興
  - 安心して参加できるデジタル社会の形成

(改正法における対応イメージ)

デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策について、施策の具体的な目標、その達成時期を定めた「重点計画」を作成・公表すべき

1. デジタル社会の将来像
2. IT基本法の見直しの考え方
3. デジタル庁設置への提言等に関する考え方
4. その他（デジタルの日）

参考. 有識者提言

## 提言等

## 提言等に関する考え方

1.

- 行政サービスのオンライン化・デジタル化を実現する開発・調整機能のみにとどまらず、グローバル連携や民間も含めた我が国の経済・社会の礎としてのデジタル・トランスフォーメーションを牽引・推進する、包括的で、予算・権限・人員・責任を持った司令塔機能とすること。

- デジタル庁は、社会全体のデジタル化（DX）をリードする強力な推進主体として、内閣の事務を直接に助け、デジタル社会の形成に関する司令塔として、各府省の施策の統一を図るための総合調整機能を有することとする。デジタル庁はデジタル社会の形成に関する基本方針を作成するなど、デジタル政策の企画立案を行い、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムを統括・監理し、重要なシステムについては自ら整備する。

2.

- 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基幹となるデータベースやベースレジストリに関して、広く社会で連係した環境を実現するために、その品質や相互運用性を向上し続けるための、予算・権限・人員・責任を持った機能を整備する。

- デジタル庁は、ベース・レジストリ（個人、法人、不動産等の社会の基本的なデータベース）の整備により、手続のワンストップ実現を図るため、ID制度や、情報とその発信者の真正性を保証する制度の企画立案を関係法の所管府省と共管しユーザー視点での改革と普及を担うとともに、制度所管府省、地方公共団体とともにベース・レジストリとして整備すべき情報の明確化とその整備を担う。

## 提言等

## 提言等に関する考え方

3.

- サイバーセキュリティの機能設計とセキュリティサービスの運用について、各省内部の情報システムと情報ネットワーク機能に関して、デジタル庁で一元的に提供できる体制とし、サイバーセキュリティ上の政府システムの責任を持つこと。

- デジタル庁に、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムの安定的・継続的稼働によるサービス保証等の観点から検査・監査を実施する。デジタル庁とNISCの体制を含めた政府全体のサイバーセキュリティ対策の強化については、今後検討。

4.

- デジタル庁設置にあたって、我が国のサイバーセキュリティの軸となる、さまざまなサイバー空間上の専門組織との関係を明確に定義し、グローバルなサイバー空間での我が国の包括的な連携体制を整備する。

- サイバーセキュリティについては、デジタル庁が作成する情報システムに関する整備及び管理の基本的な方針（整備方針）において、サイバーセキュリティに関する基本的な方針を示すこととし、当該部分については、サイバーセキュリティ戦略本部が作成している政府統一基準群を活用する形で同本部と緊密に連携して作成する。また、さまざまなサイバー空間上の専門組織との役割分担と連携を整理し、グローバルなサイバー空間での我が国の包括的な体制整備を行う。

提言等	提言等に関する考え方
<p>5.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーに計画されている制度企画が、行政が広く有効に利用し、かつ、民間にも安全に利用できるために、マイナンバーをコアに利用して、マイナンバーと連携して発展するアーキテクチャを、デジタル庁が責任を持って設計・実装する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁は、デジタル社会構築に必要なマイナンバー関連業務について、基本方針の策定、制度の具体設計など企画立案、国その他の業務システムの統一的な管理を行う観点から、関連するシステム開発・管理やそれに関する予算の計上・配賦を担い、こうした制度の運用として、市区町村等との連絡調整を含めた実施事務については総務省が行うことを基本として役割分担をする。</li> <li>地方公共団体情報システム機構（J-LIS）については、マイナンバー関連業務に関する体制を抜本的に強化し、システム整備について、マイナンバー関係事務はもちろん、LGWAN、住基ネットも含め、トータル・デザインの下、抜本的な見直しを行う。また、マイナンバー関連システムについてデジタル庁に予算計上し、デジタル庁が実質的にシステム企画及び調達に関与する。</li> </ul>
<p>6.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同時に国民が自分のマイナンバーの価値を実感する仕組みとして、誰に何の目的で使われたかを透明に伝達する環境をデジタル庁が一元的に整備し、国民の有用性への理解を推進するための丁寧な企画を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁は、マイナンバーを所管し、マイナンバーを利用した行政機関間の情報連携を拡大させる。情報連携の履歴（「いかなる行政機関が、何の事務のために、いかなる行政機関から、いかなる情報の提供を受けたのか」）は、国民がマイナポータルで確認できるため、情報連携の拡大は、国民の知る権利の拡大に寄与する。また、デジタル庁は、マイナポータルの使いやすさについても、抜本的に向上させる。</li> </ul>
<p>7.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が整備するデータについて、相互運用性、品質、使われ方の評価の仕組みをデジタル庁が責任を持って確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁は、制度所管省庁や地方公共団体が有する情報を他の行政機関等において利用できるようにするため、必要な法整備、データの標準化などとともに情報へのアクセス権等についての運用ルールの策定・実装、セキュリティや個人情報保護の確立などを行う。</li> </ul>

## 提言等

## 提言等に関する考え方

8.

- 各省の情報システム及びネットワークシステムはすべてデジタル庁が統括・管理し、必要な部分はデジタル庁が一括して整備・運用すること。

- デジタル庁は、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムを統括・監理し、重要なシステムについては自ら整備する。

9.

- デジタル庁が地方自治体の情報システム及びネットワークの基盤整備の制度企画を一元的に行い、それに基づいた全国自治体システムとネットワークに関する透明で健全な調達を責任を持って確実に遂行し、全国の自治体が国民にとってわかりやすく魅力的なサービスを提供できるような体制とすること。また、基盤の持続的な運用・更新の体制及び地方自治体ごとの特色を活かす柔軟性の確保も行う。
- 「地方公共団体の情報システムについては、デジタル庁が、技術面、資金面、人的資源等について責任を持って共通的なシステムや基盤等を整備し移行を進める。その際、地方公共団体に対しての情報提供や調整などを早期に実施するとともに、現状の技術及び運用の実態を反映した現実的な移行計画を策定し、遅滞なく進める。」との点に留意してほしい。（WGにおける構成員コメント）
- 国と自治体が連携・議論する場を設けてほしい（WGにおける構成員コメント）

- デジタル庁は、国、地方公共団体等の情報システムの整備及び管理の基本的な方針（整備方針）の策定、国、地方公共団体等の情報システムが相互の連携を確保するための基盤の整備及び管理を担う。
- 地方公共団体のシステムの標準化・共通化を進めることにより、各地方公共団体におけるシステムの維持管理や制度改正時の個別対応の人的・財政的負担が減り、新たな制度改正や住民の利便性を向上させるサービス提供等を迅速に全国に展開できるようになることが期待される。
- デジタル庁は整備方針や基盤との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体の連絡調整の観点から、制度所管府省とともに、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、基本方針（標準化の対象とする事務、基準に定めるべき項目や定める方法等を記載）の案を作成する。
- 現場の業務や技術面から検討に参加してくれる全国の自治体職員との「共創プラットフォーム」を立ち上げる予定。自治体職員と直接対話をしながら、自治体システムのあるべき姿を一緒に創っていく。

## 提言等

## 提言等に関する考え方

### 10.

- システムの開発および調達にあたって、チーフ・アーキテクト、プロダクト・マネジメント責任者、運用責任者等の具体的な役割・ジョブディスクリプションに応じた我が国最高の専門家を内部に設置し、それらの責任者が適材適所で権限を持って政府のデジタル関連のプロジェクトに関与できる体制とすること。
- デジタル庁の中にエンドユーザ担当の部署を作り、エンドユーザ目線で制度やアプリをチェックすることが必要。（WGにおける構成員コメント）

- 民間人材の活用にあたっては、原則としてジョブディスクリプションに応じた人材の確保を行い、責任者が適材適所で権限を持って政府のデジタル関連のプロジェクトに関与できる体制とする。
- デジタル庁においては、UI・UXに長けた人材を採用する等、利用者目線にたったサービス開発を行うこととしており、ご指摘を踏まえた業務の進め方と体制を検討する。

### 11.

- 我が国の行政に関する、情報システム、情報ネットワークの個別分断化とベンダーロック化を二度と発生させないように、オープンソース化を進め、既成の先端技術を利用して発展し続けるように、調達や運用に関する外部の知見を有効に利用できる仕組みと体制をデジタル庁に作る。

- デジタル庁において、整備方針を踏まえたプロジェクト管理の強化を図るとともに、オープンソース化や先端技術の専門知識を有する外部の知見の有効活用に向けた仕組みと体制を検討する。

## 提言等

## 提言等に関する考え方

12.

- 「最高の民間の人材はデジタル庁から民間に移転した人」という流れを作れるようにするために、公務員の特区のような考え方で、(1) 外部人材が活躍できる柔軟な人事制度 (2) イノベティブでオープンな組織文化 (3) 民間と同等の最新ツールを使える環境を実現する。

13.

- デジタル庁は、海外の取組も参考に、全国津々浦々のデジタル人材を育成するための中核的な役割を担うとともに、行政と民間のデジタル人材のコラボレーションや、効果的な人材活用の仕組みを構築する。
- デジタル庁の人材だけでなく、国と地方の人材の流動化、官民での人材のシェア、社会全体のデジタル人材の育成について、デジタル庁として担うべき（WGにおける構成員コメント）

14.

- デジタル庁設置に関する考えを聴取する個別ヒアリングの場を設定すること等を含め、デジタル庁の人事に関して、上記のしごとができる厳選な人選を行う環境を整備する。

- デジタル庁の設置に際しては、デジタル庁においても、また他の政府部門においてもデジタル改革を牽引していくことのできるデジタル人材を確保する。
- 民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境を整備し、海外の事例も参考に職員育成のための研修プログラムを作成する。
- 行政と民間のデジタル人材の効果的な連携により業務を進める組織文化を醸成する。
- 上記を通じ、デジタル庁において社会全体のデジタル人材の確保に貢献する。

## 第4回WGにおけるコメント

## コメントに関する考え方

## 【工程表について】

- 施策の優先順位とロードマップを策定することを記載すべき。
- 国と地方が連携する場が必要であり、定期的にロードマップを天恵していく場としても有用。
- 国民の利便性向上に向けたスケジュールの策定とコミットが大事。デジタル庁がしっかり指揮して、国民と目線を併せながら推進していくべき。

- IT基本法の見直しの考え方において、デジタル社会の形成のため、「政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策について、施策の目標や達成期間を明記した「重点計画」を作成・公表すべき」としている（21頁）。
- 年末に策定予定の基本方針においてデジタル庁設置に向けた工程表を策定するとともに、改正後のIT基本法を踏まえ、デジタル庁において策定予定の重点計画においても、優先的に取り組むべき事項等についてのロードマップを策定する方向で検討。

## 【KPIについて】

- 「使い易い」、「ユーザ目線」は唱えるだけでは御利益がなく、測定しないと管理できない。エストニアは国民と企業のデジタルに関する満足度をとっている。こうしたものにコミットすることを掲げた方が良い。
- その際、国民向けサービスのKPIと企業向けサービスのKPIを分けて設定すべき。前者の提供主体は基礎的自治体であり、1700の中で平均的な自治体を想定するより、進んでいる自治体とそうでない自治体に二極化していることを想定して設定すべき。

- IT基本法の見直しの考え方において、「徹底した国民目線で、ユーザの体験価値を創出していくことが重要」（10頁）としている。
- デジタル庁において、ご指摘を踏まえたKPIの設定について検討。

1. デジタル社会の将来像
2. IT基本法の見直しの考え方
3. デジタル庁設置への提言等に関する考え方
4. その他（デジタルの日）

参考. 有識者提言

- 社会全体でデジタルを思い出す・感じる定期的な機会として、「**デジタルの日（仮称）**」を設定。**官民で連携し、デジタル関連の技術・サービスを利用した祝祭を実施**する。
- 具体的な日付**については、**様々な国民の皆様等の御意見**を踏まえて決定（デジタル庁設置後から実施）。

## 「デジタルの日」の検討方法

デジタル改革アイデアボックス上に、候補日を提示。国民の皆様からのご意見・コメント等を踏まえて、年内に決定する。

あなたと創るデジタル社会

デジタル改革 Idea Box

アイデアを投稿する

10月15日(木)にスマートフォンに対応した正式版をリリース予定です。

### アイデア一覧（総合）

CSVダウンロード

Tweet シェア

アイデア表示件数 200

**PPAP(暗号化zipの添付廃止)** 1 / 1000

自 2020/10/10 17:52 **モグラさん**

暗号化した添付ファイルを送って、その後パスワードが来るPPAPと言われる日本特有のメールの悪循環。セキュリティ上も意味がないと言われてるし、管理を煩雑にしている。行政はPPAPをやめるとともに、PPAPメールは受け取らないとしたらどうか。詳しく

137 2 3

Tweet シェア 134ポイント 142 21コメント

**インターネット投票の実現** 2 / 1000

自 2020/10/09 19:50 **タナックス太郎さん**

インターネットでの投票を実現してほしいです。最近の投票率は50%を切ったり低迷しています。また、若年層の投票率は20代で最も低く2,30%程度です。ですので、インターネット投票を導入したら、投票率の上昇につながると思います。また、選挙のためにわざわざ投票場所に出向くと...

101 7 7

Tweet シェア 94ポイント 115 28コメント

## （参考）類似事例

### <デジタル放送の日>



日本では、デジタル放送に対する理解を深め、その発展と普及を図るため、2006年より毎年12月1日を“デジタル放送の日”と定め、デジタル放送の普及イベントやキャンペーンが行われる。

### <スイス・デジタルデー>



スイスでは、2017年より毎年秋に“デジタルデー”と称して国主導のデジタル関連イベントを開催。2020年は26都市で500以上の無料イベントが行われ、8万人を動員（2019年は27万人動員）



### <ブラック・フライデー>



アメリカで毎年11月の第四金曜日に行われる、一年で最大のセール実施日。年末商戦の皮切り日とも言われており、小売主導で消費喚起が行われる。

1. デジタル社会の将来像
2. IT基本法の見直しの考え方
3. デジタル庁設置への提言等に関する考え方
4. その他（デジタルの日）

参考. 有識者提言

# IT 基本法への提言

2020年11月13日

デジタル改革関連法案ワーキンググループ

村井 純

池田 宜永

遠藤 信博

太田 直樹

落合 陽一

鈴木 英敬

長田 三紀

米良 はるか

若宮 正子

## 提言

2000年に制定されたIT基本法は「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」を「高度情報通信ネットワーク社会」と位置づけ、その形成を目的としていた。2020年の現在、インターネットとモバイル通信を用いたデジタルデータの流通、発達するデジタルデバイス、そして、デジタルデータの高度な処理体型は一定の成果として結実している。これからは、利用者視点、つまり、国民目線でデジタル社会の仕組みを変革し、国民の幸福に資することが重要であり、国民はその恩恵を受ける権利を有すると同時に、一人ひとりが安心してデジタル社会に参加可能な社会をめざす。

### 1. 情報アクセシビリティ

高齢者、障害、身体機能、知能、言語、性など、人の多様性に尊厳を持つ社会を形成するために、国民のすべてが、自らが営む生活において、また、参加して活動する社会において、公平で、安心で、有用な情報にアクセスする環境を構築する。我が国のデジタル環境の推進は、その基盤となり推進環境となる。

### 2. 置いてきぼりをつくらない

デジタル社会は、転換する変化を強要せず、丁寧にその意義と効用を伝え、その成果が国民に喜ばれなければいけない。そのための責任を持った積極的な体制を確立することによってのみ、迅速なDXを推進できる。

### 3. テクノロジーの善用

すぐれたテクノロジーは高度文明の礎となる。一方で、すぐれたテクノロジーは、誰にでも使いやすいので、悪用されたり濫用されたりすることもある。デジタル政策では、この問題に対応するサイバーセキュリティの体制を確立し、一方で、デジタルテクノロジーが、人、社会、国際社会、そして、私達の生きる地球のために、科学的に、正確なデジタルデータを用い、デジタルテクノロジーの善用をすすめる社会にする。

### 4. 価値の源泉としてのデジタルデータ

正確なデジタルデータは、課題の解決、ビジョンの実現、正しい評価などの、価値創造の源泉である。健全で、安全なデジタルデータの流通、管理、そして、利用はデジタル社会の重要な礎である。

### 5. 地方

すべての地方がデジタルテクノロジーとデジタルデータを用いて、持続可能で、独自の価値と魅力を創造でき、それらに国内はもとより、国際社会からアクセスができることで、産業として、人材として、文化として、教育として、住民の最大幸福に資する方向で発展する。

### 6. 防災体制

自然災害の発生を前提とした、備え、防災・減災、復興のための全国的なネットワークインフラストラクチャとして、公共施設を中心とした避難所ネットワークを確保し、被災地の QoL 向上に対して常に準備をしておく必要がある。

### 7. 健康

健康で魅力的な高齢社会を実現し、全国における健康と生命の尊厳のために、デジタルデバイス、デジタルデータ、デジタルネットワークが、健康な生活と医療システムのために発展するための環境を確立する。

### 8. 教育

全国の初等中等教育に加えて、高等教育とそのリカレント教育への貢献、また、我が国での優れた外国人の教育流動性環境を実現するために、情報ネットワーク、デジタルデータ、電子教科書や教材、MooC などのオンライン教育環境など、世界に開かれた質の高い教育環境がデジタル社会で発展しなければならない。

### 9. 健やかな社会

デジタル社会は、創造性やつながりをもたらすが、一方でストレスや孤独感などの心の負担をとともなうことがある。我が国ではこの問題に対応しながら、国民の一

人ひとりがデジタル社会の中で豊かに生きるための能力が身につくための環境を整備する。

#### 10. 国土カバー率

インターネットの人口カバー率が90%を越えているが、国土カバー率60%であることを前提に、農業、水産業、林業などの国土に広がる産業の発展、IoTやドローンなどの利用、登山や災害対策などを鑑み、インターネットの国土カバー率100%をめざす。

#### 11. 我が国のつながり

我が国を取り巻くデジタル通信のインフラストラクチャは、多様化を増している。これらは我が国が国際社会の中でどのような役割を担うかの重要な生命線となる北極海、太平洋、インド洋、宇宙を見据えた我が国のデジタルインフラストラクチャを網羅的に把握し、積極的に関与することが必要である。

#### 12. 安心安全

国民が安心し、安全に、我が国の国土でデジタル環境を利用できる社会は我が国の責務である。その責任を果たしてこそ、国外で機能する我が国の組織の役割を推進できる。

#### 13. 国際社会での我が国の活動との関係

安心で安全は日本社会ができることで、そのことを国際連携の礎とすることができる。さまざまな国際社会の関係の中に、我が国のデジタル社会としての品質と自信があり、誇りをもって国際関係を先導できる。

#### 14. グローバルガバナンスへの責任

安全で安定したグローバルなサイバー空間を推進、維持、発展するための責任と役割に先導的な役割をになう。

#### 15. デジタルの日

デジタルの日を制定し、国民の目線でデジタルテクノロジーが正しく理解され、デジタル政策が広く国民に理解され、一人ひとりの参加によりいつまでも推進されるためのきっかけの日とする。

## デジタル庁設置への提言

2020年11月13日

デジタル改革関連法案ワーキンググループ

村井 純

池田 宜永

遠藤 信博

太田 直樹

落合 陽一

鈴木 英敬

長田 三紀

米良 はるか

若宮 正子

### 提言

デジタル改革の基本的考え方や関連法案の整備等の検討を行うに際し、デジタル庁は、これまでのデジタル政策に課題を解決するばかりでなく、COVID-19で加速したDXの経験に基づいて、次の20年を見据え、我が国が世界最先端のデジタル社会となるための司令塔とならなければならない。9月23日デジタル改革関連閣僚会議における首相指示「デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする」を実現するために、また、関連するデジタル政策の推進と達成を鑑み、以下を提言する。

恒久的且つ強力な司令塔機能を実現するために重要である以下の点について、作業部会にて検討の上、11月26日のワーキンググループでその取り組み方針について回答をお願いしたい。

1. 行政サービスのオンライン化・デジタル化を実現する開発・調整機能のみにとどまらず、グローバル連携や民間も含めた我が国の経済・社会の礎としてのデジタル・トランスフォーメーションを牽引・推進する、包括的で、予算・権限・人員・責任を持った司令塔機能とすること。
2. 公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基幹となるデータベースやベースレジストリに関して、広く社会で連携した環境を実

現するために、その品質や相互運用性を向上し続けるための、予算・権限・人員・責任を持った機能を整備する。

3. サイバーセキュリティの機能設計とセキュリティサービスの運用について、各省内部の情報システムと情報ネットワーク機能に関して、デジタル庁で一元的に提供できる体制とし、サイバーセキュリティ上の政府システムの責任を持つこと。
4. デジタル庁設置にあたって、我が国のサイバーセキュリティの軸となる、さまざまなサイバー空間上の専門組織との関係を明確に定義し、サイバーセキュリティに関する我が国の包括的な連携体制を整備する。
5. マイナンバーに計画されている制度企画が、行政が広く有効に利用し、かつ、民間にも安全に利用できるために、マイナンバーをコアに利用して、マイナンバーと連携して発展するアーキテクチャを、デジタル庁が責任を持って設計・実装する。
6. 同時に国民が自分のマイナンバーの価値を実感する仕組みとして、誰に何の目的で使われたかを透明に伝達する環境をデジタル庁が一元的に整備し、国民の有用性への理解を推進するための丁寧な企画を推進する。
7. 国が整備するデータについて、相互運用性、品質、使われ方の評価の仕組みをデジタル庁が責任を持って確保する。
8. 各省の情報システム及びネットワークシステムはすべてデジタル庁が統括・管理し、必要な部分はデジタル庁が一括して整備・運用すること。
9. デジタル庁が地方自治体の情報システム及びネットワークの基盤整備の制度企画を一元的に行い、それに基づいた全国自治体システムとネットワークに関する透明で健全な調達を責任を持って確実に遂行し、全国の自治体が国民にとってわかりやすく魅力的なサービスを提供できるような体制とすること。また、基盤の持続的な運用・更新の体制及び地方自治体ごとの特色を活かす柔軟性の確保も行う。
10. システムの開発および調達にあたって、チーフ・アーキテクト、プロダクト・マネジメント責任者、運用責任者等の具体的な役割・ジョブディスクリプションに応じた我が国最高の専門家を内部に設置し、それらの責任者が適材適所で権限を持って政府のデジタル関連のプロジェクトに関与できる体制とすること。
11. 我が国の行政に関する、情報システム、情報ネットワークの個別分断化とベンダーロック化を二度と発生させないように、オープンソース化を進め、既成の先端技術を利用して発展し続けるように、調達や運用に関する外部の知見を有効に利用できる仕組みと体制をデジタル庁に作る。

12. 「最高の民間の人材はデジタル庁から民間に移転した人」という流れを作れるようにするために、公務員の特区のような考え方で、(1) 外部人材が活躍できる柔軟な人事制度 (2) イノベーティブでオープンな組織文化 (3) 民間と同等の最新ツールを使える環境を実現する。
13. デジタル庁は、海外の取組も参考に、全国津々浦々のデジタル人材を育成するための中核的な役割を担うとともに、行政と民間のデジタル人材のコラボレーションや、効果的な人材活用の仕組みを構築する。
14. デジタル庁設置に関する考えを聴取する個別ヒアリングの場を設定すること等を含め、デジタル庁の人事に関して、上記のしごとができる厳選な人選を行う環境を整備する。